

子育て世帯への臨時特別給付金 申請はお済みですか？



該当する方は、至急申請を行ってください。期限を過ぎた場合、受付ができませんのでご注意ください。

申請方法 原則郵送で申請してください（窓口受付も可）。児童を養育する方（父母等）が申請者となります。3月31日（木）は午後7時まで窓口受付します。

申請期限 3月31日（木）

離婚等により給付金を受け取っていない方へ 支援給付金のご案内

対象児童1人につき
10万円

令和3年9月以降の離婚等により、子どもの養育者となっているにもかかわらず、給付金を受け取っていない方に、「支援給付金」を支給します。

対象 次のいずれかの事由によって令和4年2月28日時点で児童を養育しており、臨時特別給付金を受け取っていない方
○中学生以下の児童を養育している：8月31日以降に離婚等をされた方
○高校生等の児童を養育している：9月30日以降に離婚等をされた方
※元養育者（元配偶者）から、すでに臨時特別給付金を受け取っている方は、対象外となります。
※元養育者（元配偶者）から、すでに当給付金の一部を受け取っていたり、児童のために使用されている場合は、その額を差し引いた額になります。

必要書類 申請書、通帳等のコピー、申請者の本人確認書類（免許証等のコピー）児童手当を受給されていない方は、離婚等の事実がわかる書類

申請方法 子育て支援課へ直接、又は郵送で提出ください。申請書は、子育て支援課窓口を設置しているほか、潮来市ホームページよりダウンロードできます。

申請期限 4月28日（木）

【お問合せ】 子育て支援課 子育て支援グループ ☎63-1111 内線386・388

行政情報

固定資産縦覧帳簿を見る ことができます

土地、家屋の価格が記載されている令和4年度分の固定資産（土地・家屋）縦覧帳簿を見ることができます。

期 間 4月1日（金）～5月31日（火）
（期間中の土日・祝日を除く）

場 所

潮来市役所税務課（本庁舎1階）

縦覧できる方

固定資産税（土地及び家屋）の納税者、納税管理人、納税者の代理人。
（代理人の場合、委任状が必要です。）

※土地の納税者は土地の、家屋の納税者は家屋の、両資産の納税者は両方の縦覧帳簿を見ることができます。

☎ 税務課 税務グループ
63-11111

内線 135・136

国民健康保険税の軽減判定 基準日について

国民健康保険税では、低所得世帯に対する税負担を軽減するため、世帯主や世帯員の総所得金額等の合計額が一定以下となる場合に、国民健康保険税の均等割・平等割の軽減（7割・5割・2割）を行っています（申請は不要です）。軽減判定は、4月1日（4月2日以降に新規加入した場合は、資格取得日）時点の世帯構成に基づき計算します。それ以降は、転入や世帯構成変更などにより世帯主が変更になった場合のみ再計算を行います。世帯主が異動しない年度途中の被保険者の増減による再判定は行いませんのでご注意ください。

☎ 潮来市役所 63-11111

○ 国保税について 税務課 税務グループ

内線 132・134

○ 国保資格について 市民課 保険年金グループ
内線 111・122・129